

議案第128号

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る出資等に係る不要財産の納付  
の認可について

平成30年7月2日付けで別紙申請書により申請のあった地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る出資等に係る不要財産の本市への納付については、申請のとおり認可する。

平成30年9月12日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る出資等に係る不要財産の本市への納付について認可をするため、地方独立行政法人法第42条の2第5項の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙申請書)

大病財第5号

平成30年7月2日

大阪市長 吉村洋文様

地方独立行政法人大阪市民病院機構

理事長 瀧藤伸英 印

出資等に係る不要財産の納付について

地方独立行政法人法第42条の2第1項及び地方独立行政法人法施行令第8条第1項の規定に基づき、出資等に係る不要財産の出資等団体への納付についての認可を申請します。

- 1 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容  
別表の①欄のとおり
- 2 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由  
大阪市立住吉市民病院の閉院に伴い不要となるため
- 3 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額  
別表の②欄のとおり
- 4 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容  
別表の③欄のとおり
- 5 現物による出資等団体への納付の予定時期  
平成30年10月予定
- 6 その他必要な事項  
なし

別表

①			②		③	
資産の 種別	施設名・備品名		取得の日 における 帳簿価額 (円)	申請の日 における 帳簿価額 (円)	取得に係る 出資又は 支出の額 (円)	その他 その内容
医療用 備品	もと大阪 市立住吉 市民病院	全身用X線 コンピュータ 断層撮影 装置	1 41,512,000	25,433,019	41,512,000	支出 (運営費 負担金)

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

（出資等に係る不要財産の納付等）

第42条の2 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第4項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

2 - 4 省 略

5 設立団体の長は、第1項又は第2項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

6 省 略